山梨県私立幼稚園の設置等の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の設置及び廃止、収容定員の変更並び に設置者の変更の認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号)、私立学 校法(昭和24年法律第270号)及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32 号)その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

(名称)

第2条 幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、既存の国公私立幼 稚園と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(自己評価等)

第3条 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、教育 活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評 価を行い、その結果を公表するとともに、当該幼稚園の設置者に報告しなければならな い。

(情報の積極的な提供)

第4条 幼稚園は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

(立地条件)

第5条 園地及び園舎の位置及び環境は、教育上、通園の際の安全上及び保健衛生上適 切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければな らない。

(収容定員及び学級数)

第6条 収容定員及び学級数は、幼児数の将来の見込み、既存の幼稚園の収容定員の状 況等を考慮するとともに、幼稚園運営に支障を来さない規模とする。

(1学級の幼児数)

第7条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

(学級の編制)

第8条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを 原則とする。

(教職員)

第9条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭1人を置かなけ

ればならない。

- 2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学 級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもってこれに代えることが できる。
- 3 園長は、専任でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、園長に代わって園長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りでない。
- 4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ね ることができる。
- 5 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければなら ない。

(年次計画による教諭の採用)

第10条 幼稚園設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施に ついての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合は、教諭を年次計画に より採用することができる。

(施設及び設備の一般的基準)

第11条 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎、運動場)

- 第12条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情 があるため園舎を3階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設 は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必 要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第2階に置くことができる。
- 2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。
- 3 園舎及び運動場は、別表第一及び第二に定める面積以上でなければならない。

(園舎に備えるべき施設及び設備)

第13条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、保育室と 遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

職員室 保育室 遊戯室 保健室 便所 飲料水田設備

飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

- 2 保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 5 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。
 - 放送聴取設備 映写設備 水遊び場 幼児清浄用設備 給食施設 図書室
 - 会議室

(他の学校等の施設、設備の使用)

第14条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、 他の学校等の施設(保育室及び遊戯室を除く。)及び設備を使用することができる。

(園具、教具)

- 第15条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要 な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(年次計画による施設等の整備)

第16条 幼稚園設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施に ついての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合にあっては、施設及び 設備を年次計画により整備することができる。

(施設等の所有)

第17条 園地、園舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附(次条第1 項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。)でないものでなければならない。ただし、 特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当すると きは、この限りでない。

園地又は園舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合

園地(園舎の敷地部分を除く。)を長期間(おおむね20年以上とする。)の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合

リース契約による借用が常態となっている設備を借用する場合

(設置経費及び経常経費)

第18条 幼稚園の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、幼稚園運営上支障がなく、次の各号のすべてを

満たす場合は、この限りでない。

負債額が設置経費の3分の1以内であること。

日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人山梨県私学教育振興会又は確実な金 融機関等が行う貸付による負債であること。

適正な償還計画があり、幼稚園設置後の各年度の償還額(元利合計)が完成年度相 当年数経過後の当該幼稚園に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。

設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。

- 2 幼稚園を設置しようとする者は、特別な事情がある場合を除き、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
- 3 開設年度から少なくとも2年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。

(既に学校を設置している者の幼稚園新設)

第19条 既に他の学校を設置している者が幼稚園を新たに設置する場合においては、 第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運 営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。

役員間により訴訟その他の紛争がないこと。

借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がない

こと。

その他適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

(収容定員の変更)

- 第20条 幼稚園の収容定員の変更については、第6条から第18条までの規定を準用 する。
- 2 収容定員を増加する場合は、幼児数の将来の見込み、既存の幼稚園の収容定員の状 況等を考慮するものとする。

(設置者の変更)

- 第21条 幼稚園の設置者の変更については、第6条から第18条までの規定を準用す る。
- 2 変更後の幼稚園は、従前の幼稚園との同一性を有するものでなければならない。

(幼稚園の廃止)

第22条 幼稚園の廃止については、次の各号のすべてを満たさなければならない。 在籍する幼児及び教職員について、適切に措置されていること。 指導要録等の保管が確実であること。 園地、園舎、設備等の処置が適切であること。

(保育所等との合同活動に関する特例)

- 第23条 幼稚園は、当該幼稚園及び保育所等(就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第5項に規 定する保育所等をいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設 備が一体的に設置されている場合における当該保育所等において、満3歳以上の子ど もに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当た り、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合にお いては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍していない者を共に保育することができる。
- 2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第7条中「1学級の幼児数」とあるのは「1学級の幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であって当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と、第9条第4項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第15条第1項中「幼児数」とあるのは「幼児数(当該幼稚園に在籍しない者であって各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている幼稚園は、この基準に適合する よう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合など園地、園舎の所有権 を取得できないことに合理的な理由があり、園舎敷地、運動場等として長期間 (おおむね20年以上)にわたり安定して使用できる条件を取得して、教育上 支障がないと認められるときは、第17条の規定にかかわらず園地、園舎の一 部を借用とすることができる。

借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地等であって、所有権を移転することが宗教法人等の目的等に照らし、困難であるとき

借用部分が旧設置者当時からの借用地であって、所有権を取得できないことについて合理的な理由があるとき

- 3 第23条第1項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に 保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表 第二中「面積」とあるのは、「面積(保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用す る部分の面積を含む。)」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。
- 附 則

この基準は、平成18年12月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表第一(第12条関係)

園舎の面積

学級数	1 学級	2 学級以上
面積	m² 1 8 0	m ^² 320+100× (学級数-2)

別表第二(第12条関係)

運動場の面積

学級数	2 学級以下	3 学級以上
面積	㎡ 330+30× (学級数-1)	㎡ 400+80× (学級数-3)